

【テピアマンスリー 今月の話題】2025 年 10 月号

【中国】「グリーン低炭素転換の推進と全国炭素市場の構築強化に関する意見」公表

2025 年 8 月 25 日、中国新華社は、中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁が 2025 年 5 月 24 日付で策定した「グリーン低炭素転換の推進と全国炭素（排出権取引）市場の構築強化に関する意見」を公表した。これは、中国の炭素排出権取引市場に関する初の中央政府による正式な公文書である。

本意見は、気候変動への対応と経済社会の全面的なグリーン転換を市場の力によって加速することを目的としており、全国で統一的な炭素排出権取引市場の一層の整備と、政策・制度基盤の強化を図る内容となっている。

本意見の要約は下記の通りである。

まず全体の方針として、経済発展と低炭素転換の両立を図りつつ、全国で統一的でかつ公正で透明な炭素排出権取引市場を構築することを掲げている。市場メカニズムの効率を最大化し、産業構造の高度化と新しい生産力の育成を通じて、カーボンニュートラルの実現を支える方針である。目標として、2027 年までに主要工業分野を全国統一炭素排出権取引市場でほぼ網羅し、自主的な温室効果ガス排出削減(CCER)市場を重点分野全体へ拡大する。2030 年には、総量管理を基本とし、炭素排出権の無償と有償配分を組み合わせた成熟した取引市場を形成し、国際水準に整合する制度と価格メカニズムを確立することを目指す。

次に、全国統一炭素排出権取引市場の建設加速が示された。産業の特性やデータ整備状況を踏まえ、対象分野や温室効果ガス種別を段階的に拡大する。炭素排出権配分制度については、政策の一貫性と透明性を確保しつつ、経済発展・低炭素化コスト・エネルギー安全保障などを総合的に考慮して総量を設定し、段階的に「強度管理」から「総量管理」へ移行する。排出権有償配分の比率を高め、需給の均衡を保つための市場調整メカニズムも整備する。また、既存の地方炭素排出権パイロット事業の経験を全国統一排出権取引市場へ反映させ、新たな地域排出権パイロット事業の設立は行わない方針とした。

さらに、全国 CCER 取引市場の整備も推進する。CCER 事業の方法論を体系的に整え、社会的・生態的利益の高い分野での導入を加速する。CCER の開発から検証までを厳格に管

理し、誠実な運営を求める。政府機関や企業に対し、サプライチェーンやイベント、社会的責任の実践において CCER を活用するよう奨励し、国際的信頼性の高いオフセット制度の構築を目指す。

市場活性化のためには、金融機関による関連金融商品の開発を促進し、炭素担保や買い戻し制度などを整備して、企業の炭素資産管理や資金調達の手段を拡充する。また、適格な金融機関や自然人の市場参加を段階的に認め、健全で多様な取引主体を形成する。市場監督については、取引価格の追跡評価とリスク警戒体制を強化し、不正取引や市場操作行為を厳しく取り締まる。履行リスクの管理制度を設け、システミックリスクを防止することも重視されている。

制度面では、全国炭素排出権取引市場を支える管理体制とデジタル化されたシステムを整備し、登録・取引・報告などを統合的に管理する。企業の排出量算定と報告制度を厳格化し、重点業種の算定・報告指針を国家標準化する方針である。自動監視データの活用や計量機器の校正など、科学的で検証可能な排出計測体系の確立を進める。同時に、第三者検証機関や技術サービス機関の管理を強化し、資格制度や退出メカニズムを明確にする。データ品質の確保に向け、地方当局と企業の責任を明確化し、ブロックチェーンなど先端技術を活用して監視能力を高める。

また、情報公開制度を整備し、排出量や取引、履行、金融活動に関するデータを社会に公開して透明性を確保する。信用監督制度を導入し、不正行為の厳罰化を進める。

実施体制としては、中央政府の統一指導の下で、地方政府と関連管理部署が連携し、重点排出事業者の炭素排出権の配分・清算・データ管理などを着実に実行する。国家生態環境部が中心となって全体調整と評価を行い、政策効果を定期的に点検する。さらに、法制度面の支援を強化し、関連法令の整備や行政・司法の連携を進め、違法行為への厳正な対処と司法支援体制を確立する。

最後に、中国は国際的な気候変動枠組み、とりわけ「パリ協定」の市場メカニズムづくりに積極的に参加し、国際的な標準・データの相互承認を推進する意向を示した。世界的なグリーン転換の実現に貢献し、中国の炭素排出権取引市場構築の経験を発信することで、国際的影響力の強化を目指すとしている。

解説：

中国の炭素排出権取引市場の構築は、まず地方レベルの試行から始まった。2011 年 10 月以降、北京、天津、上海、重慶、湖北、広東、深センの 7 地域で炭素排出権取引のパイロット事業が順次実施され、制度設計や運用の基礎が固められた。

その後、2021 年 7 月には、全国を対象とする統一的な炭素排出権取引市場が正式に取引を開始した。当初の対象は発電部門の主要発電所 2,162 カ所で、年間約 45 億トンの二酸化炭素排出量をカバーした。

さらに 2025 年 3 月、中国政府は全国統一市場の対象拡大にあたり、鉄鋼、セメント、アルミ精錬の 3 業種を最初の追加対象とする方針を明確化した。これにより、既存の発電業界に加えて約 1,500 社の企業が新たに市場へ参加し、取引対象となる二酸化炭素排出量は約 30 億トン増加する見通しである。

(加藤 俊叡)

参考：https://www.gov.cn/zhengce/202508/content_7037717.htm